

令和7年 [redacted] 号 性別の取扱いの変更申立て却下審判に対する抗告事件(原
審・京都家庭裁判所令和6年(家) [redacted] 号)

決 定

本 籍 [redacted]
住 所 [redacted]

抗告人(原審申立人) [redacted]

同手続代理人弁護士

水 谷 陽 子
堀 江 哲 史
本 多 広 高
皆 川 洋 美
仲 晃 生
壽 彩 子
向 井 香 織

主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

第1 抗告の趣旨

- 1 原審判を取り消す。
- 2 抗告人の性別の取扱いを男から女に変更する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、抗告人が、生物学的には男性であることが明らかであるにもかかわらず、心理的には女性であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に女性に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているとして、性同一性

(3)

(4)

5 (5) 抗告人は、[redacted] 妻（以下「妻」という。）と知り合い、その後交際を開始し、[redacted] 同人と婚姻した。[redacted]

(6) 抗告人は、[redacted]

家庭

10 裁判所の許可を得て、名を出生時の名から現在の名へ変更した。

(7)

(8)

15 [redacted]

(9) 抗告人は、現在、妻との婚姻生活を継続しながら、社会生活上女性として生活している。抗告人と妻は、互いの性的指向は整合しないものの、婚姻後10年近くもの期間家族として共同生活を送ってきたこと等を踏まえ、現在のところ、抗告人について性別の変更が認められるか否かにかかわらず、双方ともに離婚する意思はない。

(10) 抗告人には、成人している者も含めて、実子及び養子はいない。

25 3 性別の取扱いの変更の要件の該当性について

前記2で認定したとおり、抗告人は、かねてから女性であると性自認しており、

既に性別適合手術を経るなどの治療を受けて、その身体について生物学上の女性の性器に近似した外観を有するに至っているから、性同一性障害者であって、特例法3条1項1号、3号及び5号の要件を満たしていると認められる。

他方、抗告人は、現在、婚姻をしているから、同項2号の非婚要件を欠いている。

4 非婚要件の合憲性について

(1) 抗告人は、非婚要件は、婚姻中の性同一性障害者に社会生活上の性別と法的性別の不一致を解消するために離婚をするか、婚姻を継続することにより上記不一致による支障を受け続けるかの選択を否応なしに迫るもので、婚姻を継続する自由及び性自認に従った法令上の性別の取扱いを受ける利益を侵害し、憲法13条及び24条に違反し、また、婚姻中の性同一性障害者にのみ上記二者択一の不利益を与える点で憲法14条1項にも違反する旨主張する。

(2) 性同一性障害者につき性別の取扱いの変更の審判が認められる要件として「現に婚姻をしていないこと」(非婚要件)を求める特例法3条1項2号の下では、婚姻中の性同一性障害者が当該審判を受けることを望む場合には一般的には離婚をしなければならないことになる。本件規定は、婚姻中の性同一性障害者一般に対して離婚すること自体を強制するものではないが、婚姻中の性同一性障害者によっては、離婚を望まないのに、当該審判を受けるためやむを得ず離婚をすることもあり得るところであって、婚姻の継続を希望する婚姻中の性同一性障害者の利益を制約する面もあることは否定できない。

(3) しかしながら、民法は、婚姻時はもとより、離婚時にも「夫婦」の存在を前提としていることから(民法763条、770条)、婚姻届出時のみならず、婚姻継続中も、婚姻当事者は異性同士でなければならないと解される。仮に特例法の非婚要件を考慮せずに性別変更を認めた場合には、上記民法等による現行婚姻秩序との矛盾が生じるため、性別変更の審判を公序に反するものとして無効とするか、又は性別変更後の同性婚状態を公序に反するものとして無効とす

るか等の解釈、調整が必要となるなど解決困難な法律問題を生じることとなる。また、婚姻中の性別変更については、上記のとおり婚姻の効力への影響等も踏まえると、性別変更を求める者の配偶者の権利利益の保護も必要となり、他の性別変更の要件とは異なる配慮が必要となる。これらの配慮の必要性等は、婚姻制度に関する法規等の変更等に応じて変わり得るものではあるものの、非婚要件の目的、上記の制約の態様等を総合的に勘案すると、非婚要件は、現に婚姻をしている者について性別の取扱いの変更を認めた場合、異性間においてのみ婚姻が認められている現在の婚姻秩序に混乱を生じさせかねない等の配慮に基づき設けられたものとして合理性を欠くものとはいえないから、国会の裁量権の範囲を逸脱するものということとはできず、性別の変更に非婚要件を求めることが、憲法13条、14条1項及び24条に違反するものとはいえないというべきである（最高裁令和元年（ク）第791号同2年3月11日第二小法廷決定参照）。

(4) なお、抗告人が、妻と離婚した上、性別の取扱いの変更の審判による性別の変更が認められたとしても、その場合には、妻と同性となるため、妻と再度婚姻することができないこととなるため、妻との婚姻関係を維持することができないこととなる。しかしながら、非婚要件は、性別を変更した後に、変更後の性の下で異性と婚姻することを制限するものではないから、性同一性障害者の婚姻の自由を直接制限するものとはいえない上（この点、最高裁令和2年（ク）第993号同5年10月25日大法廷決定が、治療としては生殖腺除去手術を要しない者も含め性別の変更を求める性同一性障害者に、生命または身体に対する危険を伴い不可逆的な結果をもたらす身体への強度な侵襲である同手術を原則として受けさせることを要求するものであることなどから、生殖腺除去要件（特例法3条1項4号）を憲法13条に違反し、無効としたが、生殖腺除去要件による権利、自由の侵害と比べて、非婚要件による権利、利益の侵害は、その程度において質量ともに大きく異なっており、上記最高裁決定が生殖腺除

去要件を違憲無効とした判断と同様に解することはできない。)、現行法上、同性婚ができないのは性同一性障害者に限ったものではなく、非婚要件によって性同一性障害者に対してのみ新たな差別的な取扱いが設定されるものでもない。したがって、抗告人が妻と離婚して性別の変更を認められた場合に、妻と再度婚姻することができないという不利益は、民法等現行法秩序の下で同性婚が制度化されてないことの帰結に他ならず、これをもって非婚要件が憲法に違反するものと解することはできない。

(5) 抗告人のその他の主張は、いずれも前記認定判断を左右するものではない。

5 非婚要件の非該当性について

前記3で判示したとおり、抗告人は、非婚要件を欠いており、前記4で判示したとおり、非婚要件を憲法に違反して無効であると解することはできないから、抗告人の性別を変更することはできないといわざるを得ない。

第4 結論

以上の次第で、本件申立ては理由がないからこれを却下すべきところ、これと同旨の原審判は相当であって、本件抗告は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり決定する。

令和7年9月25日

大阪高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 牧 賢 二

裁判官 内 田 貴 文

裁判官 矢 野 紀 夫